

第8期（令和3～5年度） 介護保険事業計画について①

平成12年に制度化された介護保険は、65歳以上（40～64歳の特定疾病の方を含む）の方で、要介護（支援）の認定を受けた方が、生活を営むうえで必要なさまざまなサービスを受けることができる制度です。

介護保険制度は、本年4月から第8期（令和3～5年度）に入りますが、藤里町の利用状況や今後の見込み、介護保険料などについて、今月号から数回に分けてお知らせいたします。

【介護保険事業計画】

介護保険制度では、市町村が「介護保険事業計画」を策定し、それに基づいて介護保険事業を行うことになっており、第8期計画においては、被保険者やサービス事業者、関係諸団体などで構成された「介護保険事業計画策定委員会」で検討を行い、本年3月に策定しました。

本計画においては、介護サービスの充実はもとより、高齢者が住みなれた地域で、できる限り継続して暮らすことができるよう生活全般を支援するため、保健・医療・福祉等各分野と連携しながら、これまで以上に各事業の深化・推進を目指すこととしています。

【介護保険料】

介護保険料は、要介護認定を受けた高齢者等が利用した（する）サービス費用に定められた率を乗じて算定されることから、サービス量の増加＝保険料の増加となります。

介護保険料は、介護サービスの総費用を基に次により計算されます。

$$\boxed{\text{介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{負担割合：23\%}} \div \boxed{\text{65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準保険料}}$$

藤里町の介護保険事業は、制度開始からこれまで年々要介護認定者数が増える中、自宅で介護を望む方へ提供する『訪問介護サービス（ヘルパー）』、『通所介護（デイ）サービス』など、利用者が必要とするサービスの充実を図ってきたところです。今後、人口減少に伴い要介護認定者数は減少が予想されますが、介護度が重度の方について近年増加傾向となっており、それに伴って介護サービス給付費も増えることから、第8期計画期間における介護保険料は、

基準月額（第5段階）で【7,800円】となりました。

【65歳以上の要介護（支援）認定者数】

3月末現在

	H12年度	H15年度	H18年度	H23年度	H25年度	H28年度	R元年度
要支援	31	32	61	83	111	101	86
要介護	170	233	264	300	288	293	296
合計	201	265	325	383	399	394	382